

## 誤判に学ぶ刑事司法改革

—— ノース・カロライナ州の歩みとコットン事件 ——

### 指 宿 信

**司会者** それでは定刻になりましたので、香川大学法学会講演会を始めたいと思います。本日は、成城大学の指宿信先生をお招きし、「誤判に学ぶ刑事司法改革—— ノース・カロライナ州の歩みとコットン事件——」と題してご講演を頂きます。

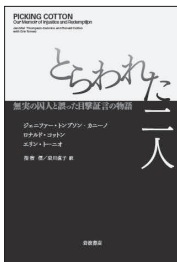
はじめに、私（吉井）から指宿先生についてご紹介致します。指宿先生は、1989年に北海道大学大学院博士後期課程で単位を取得された後、1991年に同大学院で法学博士号を取得されました。同年には鹿児島大学法文学部に助教授として着任され、その後立命館大学法学部及び法科大学院の教授を経て、現在、成城大学法学部で教壇に立っておられます。ご専門は刑事訴訟法及び法情報学で、情報ネットワーク法学会副理事長や、『季刊刑事弁護』誌編集委員も務めておられます。近著として、『証拠開示と公正な裁判』（2012、現代人文社）、監修『えん罪原因を調査せよ』（2012、勁草書房）、編著『取調べの可視化へ！』（2011、日本評論社）、『被疑者取調べと録画制度』（2011、商事法務）、『刑事手続打切り論の展開』（2010、日本評論社）、『法情報学の世界』（2010、第一法規）など、多くのご業績をお持ちです。主に誤判原因論、裁判打切り論などを中心に研究されながら、法と心理学や、法と情報テクノロジーといった学際分野の研究についても積極的に取り組んでおられます。また、指宿先生は、私の立命館大学法学部及び法学研究科時代の指導教員でもあります。

それでは指宿先生、ご講演をよろしくお願い致します。

## はじめに

こんにちは。ご紹介にあずかりました東京の成城大学で刑事訴訟法を担当している指宿と申します。吉井先生のご紹介の中にあつたように 20 年強、教員生活をしています。最初は鹿児島大学という地方国立大学で 11 年間教えた後、その後立命館大学に移り、5 年前から成城大学で教えています。専門は刑事訴訟法ですけれども、今日は法律というよりも司法制度の問題、制度論のお話をさせていただこうと思っています。テーマは、「誤判に学ぶ刑事司法改革」です。法制審議会で「新時代の刑事司法制度特別部会」が設置されまして、3 年前から日本の刑事司法を改革しようという議論がされています。その中で今日少し触れることになると思いますが、今一番激しく議論されているのが可視化、取り調べの録音・録画をどうするかということが話し合われていました。もうすぐ素案が固まってきますと皆さんの目に触れるようなことになると思います。ニュースや報道で出てくるとと思います。日本の司法制度が、刑事司法制度が変わろうとしている、そういうタイミングでこういう話をするというのを最初にお伝えしておきます。ただ、日本の改革の議論そのものについて批判を加える余裕はないので、むしろ今日のメインは、海外の司法制度改革がどういふふうに行われているか、そこから何か私たちが学ぶことはないか、そういう観点でお話をさせていただきたいと思います。

主たる舞台はアメリカ合衆国の南部のノース・カロライナ州です。遠い国の話、日本に何の関係があるのかと思われるかもしれませんが、どうしてノース・カロライナなのか。その理由は、これからお話ししますが、「とらわれた二人」というアメリカで出た本の翻訳を昨年 12 月に岩波書店から出しました。今日はどうして私がこの翻訳をすることになったのかということをお話しします。この本の出版と、このノース・カロライナ州でなされた刑事司法改革、ひいては私たちの日本の刑事司法改革がつながっているということをお話ししたいと思います。



### とらわれた二人 無実の囚人と誤った目撃証言の物語

ジェニファー・トンプソン・カニーノ、ロナルド・コットン、  
エリン・トーニオ

指宿 信、岩川直子 訳

ISBN 978-4-00-025945-3 C0036

岩波書店刊

刑事司法といってもいろいろあります。その中でどうして誤判や司法改革の話をするのかということをご説明しましょう。まず、ノース・カロライナ州を取り上げる理由

ですが、ノース・カロライナ州の改革のきっかけとなった誤判事件に関係します。その事件こそ、これから紹介する本のバックグラウンドになっています。その紹介をさせていただいて、冤罪事件や誤判事件が起きたときに、その原因を調査する制度が海外に置かれているのでそうした取り組みを紹介し、実際にどんな改革が行われているかという具体例をお話ししていきたいと思います。

世の中で起こってはいけないけど起きてしまう事故というものがあります。航空機事故の場合、事故調査というものが行われます。ブラックボックスと呼ばれているような飛行データが記録された装置を回収して原因を調べるため公的な調査が行われます。日本の法律にはこういうふうにかかれていました。「墜落、衝突、または火災が起きたとき。航空機事故で死傷があったとき。航空機内で誰かが死亡したとき。航空中の航空機が損傷、傷ついたとき。あるいは、事故には至っていないものの非常に大きなインシデントがあったとき」に、運輸安全委員会という組織が調査を実施することになっていました。

だから新聞に報道されるような大きな飛行機事故が起きますとそういう調査が行われているわけです。運輸安全委員会が事故に関して調査をして報告書を作成します。何がいけなかったのか、どういう原因なのかについて。それを審議にかけているんな専門家の意見を聴取して運輸大臣に報告し、最終的に社会に対して公表するのです。似たよう



な仕組みとして、2011 年の原発事故のあと、国会に初めて事故調査委員会というものが作られました。社会のたくさんの人が関心を持つ事故が起きると、どうしてそうだったのか、どうして防げなかったのか、これから同じような事故が起きないようにするにはどんな対策とか工夫が必要かということを議論しなければならないわけです。国会でも歴史上初めてそうした事故調査が行われたのです。

さて、司法の世界でも事故があります。それは誤った裁判です。本当は無罪にしないといけないのに、誤って有罪にしてしまうことを今日の話の中では「誤判」、誤った裁判というふうに呼んでいます。冤罪というのは一般的な表現として「無実の罪」のことです。無実の罪で起訴されたとしても有罪にならずにすめばまだ助かります。誤って逮捕され起訴されたというところで止まる。しかし、誤って有罪にしてしまうとこれは大変です。有罪が確定してしまうと、死刑になったり、長い間刑務所に行かなければならないということになります。

皆さんもご覧になった方がいるかもしれませんが、「それでもボクはやってない」という映画で有名になった痴漢冤罪です。周防正行監督によるこの作品が公開されたことによって広く社会が冤罪の問題を身近に感じられるようになりました。自分はやっていないのに有罪になってしまったとき、これを「誤判」というふうに呼びます。そのまま誤判が確定してしまうと一生汚名を背負っていかなければならないということになりかねません。

最近のわが国でも、富山氷見事件、足利事件、布川事件、東電女性社員殺害事件、そして最近ではパソコン遠隔操作事件というふうには、自分は無実であるという訴えが後になって明らかになった、誤判であった、あるいは冤罪であったということが明らかになったケースがたくさんあることは皆さんもご存知だと思います。では、そんなことになる原因は一体どこにあるのか、そうした誤判を生み出した責任は誰にあるのか、そのような誤判が今後起きないようにするにはどうしたらいいのでしょうか。

誤判が起きてしまった背景を調べ、対応策を考え、実施していかなければならないと思われるでしょう。先ほどの航空機事故のように。司法で起きてしまった事故についてもこうしたことが必要だろうと誰もが思うと思います。ところが残念ながら、先ほど挙げたわが国の著名な誤判事件について、司法の事故として調査が行われていないんです。どうして海外に目を向けるかという、そうした司法事故調査が行われているからです。

DNA 型鑑定については皆さん聞いたことがあるでしょう。DNA 型鑑定というのは真犯人が残した何らかの生体証拠、たとえば皮膚片であったり髪だったり、血痕であったり精液であったり、そういうものから得られる DNA 型が真犯人を突き止める大きな情

報になるということをご存知だと思います。この仕組みを使って、無実を訴えている有罪になってしまった人たちのDNA型を鑑定すると実は真犯人ではなかったという事が明らかになってきました。すでにアメリカでは300人以上がこのDNA型鑑定によって真犯人ではないということが分かってきたそうです。その中には17名の死刑囚も含まれています。今日ご紹介する「とらわれた二人」という本の主人公も、このDNA型鑑定によって無実が明らかになった人です。

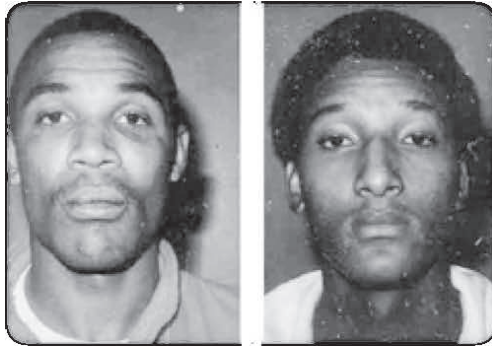
こうして、これまでだとなかなか証明できなかった無実の訴えがたくさん明らかになることによって、アメリカの刑事裁判は危ないということで改革の動きが生まれてきました。公式には、11の州で刑事司法改革が取り組まれています。ノース・カロライナは、中でも、誤った裁判を生み出さないような、誤判を生まないような法改正や法制定に最も成功している州といわれています。そして、その改革のきっかけになったのが、ロナルド・コットンさんという、ノース・カロライナ州でDNA型鑑定によって無実が証明された被告人であった方の事件、通称コットン事件です。彼の無罪確定後、ノース・カロライナ州では様々な分野のいろいろな立場の人たちが協力し合って改革にこぎつけました。誰かに責任をなすりつけるのではなく、誤った有罪判決がどうして生まれたのかということを分析し、同じことを繰り返さないように取り組みました。

ノース・カロライナ州で改革が行われたのは、最高裁判所長官がノース・カロライナの刑事司法を立て直さないとダメだ、改革のための議論を始めようと号令をかけたことが始まりです。そして、保守リベラルといった政治的な立場を超え改革に取り組んだといわれています。

## コットン事件

このコットン事件というのは、1984年、ノース・カロライナ州のある町で起きた2件のレイプ事件で、2件とも白人の女性が被害にあったケースです。二人の被害者のうち一人の被害者が犯人識別をしました。「この人が私を襲った犯人です」と識別したのです。犯人とされたのはロナルド・コットンさんという当時22歳だった青年でした。その3年後、1987年に有罪が確定します。2件のレイプ事件で終身刑、プラス54年ということになりました。その後1995年になって、DNA型鑑定を使って無実の訴えをしている被告人たちを助けるNPO、イノセンス・プロジェクトの尽力で真犯人が判明します。そして、コットンさんに対する起訴が取り下げられ恩赦が言い渡されました。この事件はアメリカには300件以上ある冤罪事件のうちの1件でした。しかし、このコットン事件が他のケースと大きく異なっていたのは、コットンさんを犯人であると識別したレイプ事件の被害者であるジェニファー・トンプソン・カニーノさんが公場に出て、自

【図 1】



【図 2】



分が過ちを犯したと認め、自分の犯人識別供述が無実のコットンさんを犯人としてしまったことを告白し、犯人識別供述が時には過ちを犯してしまうこと、人間の記憶という危いメカニズムに依存している危険があることを訴えたことです。彼女のこうした態度がその後のノース・カロライナ州の司法改革へとつながったのです。

図 2 に出ているラインナップ（犯人を見た人が候補者として並んだ人の中から犯人と似た人を選ぶ手続き）ではコットンさんが右から 3 番目にいます。被害者のジェニファーさんはコットンさんをこの中から選びました。そのときの写真です。その場面を本書から読んでみたいと思います。

「次は 5 番の男の子。彼が『だまれ、さもないと殺すぞ』といったとき私は凍りついた。この男と 4 番の男はとても似ていて、私を襲った犯人にそっくりだった。どうしてこの男が『殺すぞ』と言ったのかいぶかしかった。悪ふざけだったのか、

彼はベージュ色のタートルネックのシャツとジーンズを身に付けていた。残りの男性たちの順番まで、私は4番と5番を観察し続けた。私はゴールド捜査官に、4番か5番のどちらかです。二人をもう一度見せてもらえますかと小声で言った。4番は動作を繰り返す。彼の顔の特徴はそっくりだったけど、体型が違うような気がした。私を襲った犯人はもっとやせていた。『だまれ、さもなければ刺すぞ』。5番は今回はせりふを正しく言った。私は彼の顔に目をやった。うっすら口ひげがあり、冷徹な目をしているように見えた。身長が高くやせていた。彼は意図的に茶色を着ているのだらうと思った。なぜなら、私を襲った夜には濃いブルーのシャツを着ていたことを知っているからだ。それで髪型も変えてきたんだ。この男だ。私の中で疑いはなかった。私には分かっていた。もしこの男を捕らえなければ彼が私を撃ってくるだろう。まさにその恐怖に私は息を飲んだ。この男は私のまん前に立っていて、警察が牢屋に入れなければ、そこを出てきつと私を探し出し、そして私は始末されるだろう。この次は絶対に逃げられるわけがないと強く思った。彼は私を殺すだろう。私の前にあった紙に、5と書いてゴールド捜査官にそっと渡した。彼はうなずき、それを部屋にいた何人かの男性に見せた。

これがラインナップ、すなわち犯人識別をしている場面の、ジェニファーによる回想です。

先ほどのラインナップは警察でのシーンですが、その後、法廷でも被害者であるジェニファーはコットンさんを識別します。法廷で、陪審員の前で証言します。そのときの場面を、今度はコットンさん側からの描写でお聞きください。

「検察側はメアリー・レイノルズとジェニファー・トンプソンの二人の被害者がともに別々の列に座っていた。ジェニファー・トンプソンの方向にちらりと目をむけようものなら、彼女の地獄に落ちろといわんばかりの、怒りに燃えたまなざしを感じた。その一方で、メアリー・レイノルズは必死で目を合わせないようにしていた。ジェニファー・トンプソンが最初に証言台に立った。彼女の決意は前にもまして固かった。ヒルが、弁護人がいかに弱点をつこうとしても、彼女は強かった。犯人をしっかりと目撃したと彼女は言った。これっぽっちも疑いを持っていなかった。襲った人物について聞かれると、再び彼女は自信を持って僕を指さした」。

コットンさんは、こうして刑務所に入れられるのですが、刑務所でなんと真犯人とめぐり合います。真犯人は刑務所の中で自分はレイプ事件を犯したけれども捕まったこと

がないと言いつらしていたのです。それを聞いた刑務所の囚人仲間が証人として法廷に呼ばれます。もう一度裁判が開かれることになりました。真犯人、ボビー・プールも法廷に呼び出されます(図1にある左側が真犯人で、右側がコットンさんです)。

それでも、真犯人を前にして被害者のジェニファーさんはなおもコットンさんが自分を襲った犯人であると言いつけました。彼女は襲われている最中、生き延びたら絶対に犯人を捕まえてもらえるよう、しっかりと犯人の顔を見据え、その特徴を記憶しようと努力し続けていました。殺されるかもしれないけど、何とか生き延びることができたら、自分はしっかりと犯人の特徴を警察に述べるんだと誓ってそのとおりにします。

どうしてジェニファーは真犯人を前にしてもコットンさんを犯人だと言いつけたのでしょうか。この本の中には、彼女がまだラインナップが行われる前に警察にモニタージュを作ってもらう場面がありますし、本の中にはそのモニタージュ写真が出てきます。彼女の、こういう顔でしたこういう顔のつくりでしたという、その描写にあわせて警察でモニタージュを作りました。そういう作業のなかで、彼女の元の記憶が汚染されてしまったのです。非常に強い確信を持ってコットンさんを犯人であると思いつ込んでしまったのです。

ここまでだったら、冤罪ドラマです。冤罪被害者であったコットンさんとレイプ犯罪の被害者であったジェニファーさんは二人とも大きな傷を受けてしまいました。本書は、そこから二人が立ち直っていく過程を描きます。ジェニファーは自分が犯した過ちをコットンさんに詫び、コットンさんは彼女を許し、そしていつしか友情を結ぶようになります。やがてこの二人はアメリカ各地で、誤判冤罪事件の恐ろしさについて講演活動をするようになります。社会に貢献した人たちを称える非常に名誉ある賞をこの二人は同時に受賞しています。そして、2009年にこの本の原作である「PICKING COTTON Our Memoir of injustice and Redemption」という本が出たのです。

### 誤判原因を調査するカナダ

さて、誤判の話に戻りたいと思います。誤った裁判が起きてしまった、どうしてそんなことを許したのか、ノース・カロライナの専門家たちは真剣に考えました。実はノース・カロライナだけではなく世界でそうした取り組みが数々行われています。私は1990年代からそうした諸外国の取り組みを調べています。その一端を少しご紹介したいと思います。

誤った裁判があったときにその原因を調査する、事故調査と同じように。そしてその対策を考え、法律を変え、制度を変える、そういう取り組みを一番熱心にやっているのはカナダです。カナダは1980年代からそうした取り組みをやっています。私はカナダ



政府から奨学金を2回頂いて調査に出かけました。マーシャル事件、モラン事件、ソフノー事件、ミルガード事件といった日本ではまったく知られていませんが、いくつもの事件について調査のため委員会が作られています。

オーストラリアやニュージーランドでも同じです。イギリスにもあります。その方法は様々ですが、たとえばカナダですと、政府の中に委員会が設けられます。他の国では議会が諮問機関を置く場合もありますし、NPOとして実施される場合もあります。公的機関とNPOが一緒になって実施されることもあり、これを私はハイブリッド方式と呼んでいます。今日ご紹介しているノース・カロライナ州はハイブリッド方式で実施されました。

まず、カナダのケースをご紹介します。大事なことは調査委員会が独立した第三者機関であるということです。いろいろな人の責任が追及されたり原因追及なされるわけですから独立していなければ実現できません。カナダでは第三者機関として州政府によって設置されています。調査活動をする上で予算も必要ですし密室化しないよう調査の過程を透明化しており、その成果も墨塗りとかせずに公表されます。

今では、調査中の段階からインターネットで議事録が逐次見られるようになりましたし、いつでもどこでどういうヒアリング、公聴会が開かれるというスケジュールもオープンになっています。もちろん調査結果についてもインターネットで公表されるようになっていきます。

例えば、マーシャル事件というのは、被告人が先住民でした。カナダの先住民であるインディアンでした。これまでカナダの司法制度は先住民の問題をきちんと取り上げてきませんでした。白人多数者の裁判官あるいは陪審員では先住民の問題に気が付きませんでした。そこで先住民専門の裁判所を作ろうという提案がされました。あるいは冒頭紹介したような日本でいう可視化ですね。被疑者の取り調べを録音したり録画する提案もされました。また、検察官が有罪を取るために自分たち検察側に有利な証拠だけを起訴する際に裁判所に出していましたが、被告人の言い分を裏付けたり被告人に有利になるような証拠を法廷に出さず、誤判を生み出していました。こうした弊害を除去するために、検察官が持っている証拠を被告人に見せたり、アクセスさせたりする仕組みが必要だとされたのです。これを「証拠開示」といいます。マーシャル事件では、検察官が被告人に有利な証拠を隠していたために誤った裁判が起きてしまったと分析され、検察官に手持ちの証拠を被告人弁護人に開示する制度を作るよう勧告がされました。

調査委員会の勧告を受けて、1991年、カナダ最高裁判所が検察官に全面証拠開示の義務があるという判断を出します。判決文には「検察の手中にある捜査の成果、有罪を確保するための検察の財産ではなく、正義がなされることを確保するために用いられる

公共の財産である」と書かれています。

このほかにも目撃証言の採取方法を改善する勧告が出されたソフォノー事件や、法医学、鑑定の専門性が疑われ改革が提案されたミルガード事件等があります。こうして調査委員会による改善、勧告がなされるようになっているのです。

### 司法改革に向かったイリノイ州

先ほどお話ししましたように、アメリカでも DNA 型鑑定で次々と無実が明らかになってきました。各州で類似の取り組みが行われるようになります。その中で一番古いのは、イリノイ州です。イリノイ州は死刑を持っていました。2 年前に廃止されましたが、改革に取り組んだ当時はまだありました。当時のライアン州知事は今の司法制度のまま死刑制度が維持できるかどうか疑問だということで、14 人の法律家たちを集めて委員会を作ります。その中に、スコット・トゥローという有名な推理小説作家、ジョン・グリシャムと並ぶアメリカを代表する法廷物の作家がいました。彼は元検察官で現在は弁護士としても働く作家です。彼はその委員会での体験を後にノンフィクションを書きました。私は翻訳をして岩波書店から 2005 年に「極刑」というタイトルで出しています。

#### 【参照】

極刑 —— 死刑をめぐる一法律家の思索 ——

スコット・トゥロー 指宿 信, 岩川直子 訳

ISBN 4-00-022545-6 C0036

岩波書店, 2005 年

スコット・トゥローは検察官でしたから死刑存置派でした。この「極刑」を私が翻訳しようと思ったのは、この本の中で存置派であったスコット・トゥローがイリノイ州で死刑というのは維持できないんじゃないかと徐々に変わっていく自身の考え方の変化を率直に書いているからです。死刑はあったほうがいいなと思っている人にはぜひ読んでもらいたいと思って翻訳しました。今は本屋さんにはないかもしれませんが、図書館にはあると思いますので、ぜひ手にとって読んでもらいたいと思います。

この委員会は取り調べでの録音録画（可視化）の導入を提案します。それがすぐにイリノイ州での全米で初めての立法による可視化に結びつきました。州上院での提案者は、いまの大統領、バラク・オバマ氏です。

このようにイリノイ州をはじめとして、各州で取り組みがありました。ノース・カロ

ライナでも 2002 年に最高裁長官を筆頭に 25 人の委員が集まって委員会が開かれることになります。こうした委員会を作るときに、どういうポイントが大事かということを私なりに整理してみました。州によってあるいは国によってこうした点はばらばらです。ただ共通しているのは独立性です。既存の制度に対してメスを入れなければならないわけですから、独立性を持った委員会でないときちんとした仕事はできません。また、制度やそれを担っている人、専門家の責任を追及しなければならないので、その手続きも透明化しておかなければなりません。場合によっては非公開のケースもありますけど、ほぼ公開されていて、傍聴も認める、そういうふうになっているところも多いです。また独立した調査活動をするには財政的な裏付けも必要です。お金だけではありません。人も必要です。調査能力を備えたスタッフもいないといけません。また、定められた期日の中でその調査をやり遂げなければならないので、運営能力、マネジメントも重要です。調査権限の付与も必要でしょう。

こうした権限があって初めて証人を呼んで、公聴会やヒアリングの場で証言してもらったり、あるいは一般には出せない証拠や資料を提出させることができます。法律の問題を取り扱うのですから、法律家の協力も必要でしょう。しかし法律家だけでは足りません。専門的な問題、例えば科学的な証拠、先ほどから何度も言及している DNA 型鑑定の問題など様々な科学の知見も必要になってきますから、そうした能力のある人を、場合によっては短期間でも雇うことができたり、あるいは調査を依頼したりすることができないといけません。さらに、原因を調査するだけでなく、責任まで言及するのかどうか、責任に言及すると今度は、賠償問題が生じてきます。言うまでもなく、誤った裁判が起きたということになると、冤罪だと訴えていた人は賠償請求することがあります。カナダでは政府がこれだけを賠償しなさいというふうに、民事訴訟による賠償とは別に、賠償金額を設定するということまでやっています。それから報告書をまとめることが大切です。これは大体共通しています。先ほど紹介したマーシャル事件の報告書は 6 巻、1,500 ページ以上に上るといふふうにお話しました。1990 年頃ですから現物をカナダの図書館から取り寄せてコピーしました。たいへん手間がかかりましたが、今では改革委員会の報告書はインターネットで大体読めるようになっています。

### ノース・カロライナ州の取り組み

さて、ノース・カロライナの話に戻しましょう。ノース・カロライナでは先ほども言及しましたように、最高裁長官が制度改革の委員会設置を呼びかけました。委員は全員ボランティアです。旅費だけ支給されました。やはりコットン事件がきっかけですから誤った目撃証言が起きないようにするにはどうしたらいいか、そこが焦点でした。先ほ

どのコットン事件の被害者だったジェニファーさんが識別供述の問題について証言します。そのシーンがこの本のブックトレイラー、本の宣伝にも使われていますのでちょっと読んでいただきたいと思います。

〈YouTube 画面〉

「とらわれた二人」公式トレイラー

目撃証言が異なる可能性を証言するジェニファー

【参考】 <https://www.youtube.com/watch?v=fj7EMspcU2s>

『真理は自由を得させる』というけれど、それで傷つくこともある。

とらわれた二人 (邦題) Picking Cotton

1984 年、私は 22 歳の大学生でした。侵入者にナイフを突きつけられ、レイプされました。最中、犯人を観察し続けました。生き延びて許しがたい犯人を捕まえるために。警察でモニタージュを作りました。数日後、面通しで犯人を識別しました。この男が犯人だと確信がありました。犯人を正しく識別したと確信したのです。この男は絶対に投獄されるのだと。彼が死刑判決を受けたら、私が執行のボタンを押したかった。私は法廷に行き、聖書に手をかざし、そこで真実を述べると誓い、そうしました。ロナルド・コットンが終身刑を受けたとき、最高にうれしかった。釈放はなく、二度と女性を傷つけないだろうと。1995 年、DNA 鑑定が可能となり、私は血液検査を求められました。後日、刑事と検察官が結果を伝えにきました。犯人はロナルドではないと。犯人はボビー・プールでした。知らない人でした。ナイフを突きつけられたときの彼の顔は、私の目の前にありました。ロンは釈放されましたが、11 年も牢屋にいました。私たちは同じ年齢です。その間、私は結婚し、母になりました。彼は投獄される必要はなかったのに。彼はいまや結婚してお父さんです。そして私の親友です。私はここで皆さんに伝えたい。「目撃証人は過ちを犯すことがある」。

その後、ロナルドとジェニファーは驚くべき友情を育んだ。二人はエリン・トーニオと共に希望と許しの物語を本にした。

トレイラーにもあるように、目撃証言がどうして誤るのか、誤らないようにするにはどうしたらいいか。改革の方法が検討されることになりました。他にも、例えば冤罪を申し立てる人の訴えを審査する独立した機関の設置や、生体証拠を保存制度、取り調べ

の全ての過程の録音録画、いわゆる「可視化」といった提案が出てきます。

その結果、2007年に目撃証言改革法という法律がノース・カロライナ州で生まれることとなります。先ほどラインナップの場面を紹介しましたが、①面割り、面通しは同時ではなく順番に見ていくこと、②並べる人や写真も最低5人、あるいは写真の場合は5枚以上ないといけないこと、③面割り、面通しの担当官は被疑者が誰かということを知ってはいけないこと、④目撃者が識別中にかなる示唆やフィードバックも与えてはいけないこと、⑤識別手続きが適正に行われたかどうかを確認するため録音、録画しないといけないこと、⑥識別手続きについてきちんと事前に知らせて、それを理解したと署名をもらわなければならないこと、⑦識別した後に目撃者は自分の言葉で自分がどれくらいその証言に確信があるかということを説明しなければならないこと、⑧複数目撃者がいる場合には互いに接触をさせてはいけないこと、など具体的な指針を盛り込んで法律を作りました。

今ではアメリカでもこうした制度が広がり始めていますが、ノース・カロライナが最初でした。日本には残念ながら統一的な目撃証言採取方式はまだ定められていません。未だに単独面通しと呼ばれる方法、すなわち被疑者1人を取調室に置いてミラーガラス越しに目撃者に見せるというやり方が行われています。

目撃証言は、実は歴史的にも誤った裁判、誤判の原因とされてきました。1996年に



発表された研究でも、誤った目撃証言は誤判原因として証人の偽証や法執行官による過失を上回って第一位でしたし、2000年に発表された研究でも、誤った目撃証言は誤判原因の一位で、鑑定の過誤や警察の不正行為を上回っていると位置付けられていました。

歴史的に見てもアメリカでは目撃証言が誤ってその結果、無実の人を死刑にしてしまった、そういう暗い過去もあります。もっとも有名なのは、サッコ・ヴァンゼッティ事件でしょう。今日は非常に時間が限られていまして、この事件が紹介できないのが残念ですけども、1920年にマサチューセッツ州で起きた現金強奪事件ですが、目撃証言が二人の被告人を有罪とする中心的証拠でした。1927年に世界中から激しい抗議があったにも関わらず、刑を執行してしまいます。その50年後1977年になってようやく州知事が、この事件が誤った裁判だったと公に認めました。遺族に対して名誉回復宣言をしました。

目撃証言がいる事件の場合、目撃者がいるからもう大丈夫だ、犯人を見ているんだから間違いないと思われがちです。しかし、その証言者が後におこなう犯人識別がはたして正確なのか、また犯人を見たとしても、それをきちんと記憶してられるのかという問題がありました。目撃者の証言の信用性をどういうふうに判断するのか。利害関係があったりしないか、あるいは何かヒーローイズムみたいなものから誤った証言をしていないか。はっきり見ていないのに見たといっていないだろうか。そうした問題をクリアして、証拠としての確実性をもたらすための手法手続の開発が行われています。

わが国でも法と心理学会という学会でワーキングチームを作りまして、2000年にちゃんとガイドラインを作って出版しています。諸外国の法制度あるいは警察のマニュアルを参考にしながら、こういうふうにと信用性ある識別供述が得られると提案しています。しかし残念ながら、日本の捜査手法はわれわれの提案を受け入れてくれません。

#### 【参考】

法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会  
目撃供述・識別手続に関するガイドライン  
現代人文社、2005  
ISBN-13：978-4877982706

#### 様々な取り組み

またノース・カロライナ州では、誤判冤罪を訴える人を救済するための仕組みをつく

ろうということになり、裁判所の外に冤罪審査委員会というものを設けます。2010年にはその制度で最初の無罪判決が言い渡されました。日本でも、先ほど誤った裁判から救済するにはどうしたらいいかという話をしましたが、裁判が確定したあとでも裁判をやり直す、再審、再び審議すると書いて「再審」という制度があります。有罪が確定した人でも、自分が無実である、有罪を覆すだけの根拠があるとして、訴えることができます。これを「再審請求」と呼んでいます。再審請求をする際には、訴えを裏付ける新しい証拠、新証拠を提示しなければなりません。ただ新しいだけでは不十分で、元の判決を覆すに足るような、はっきりした証拠を出さないといけないのです。これを「明白性」と呼んでいます。

足利事件という事件は皆さんも記憶にあるかもしれませんが、犯人として有罪が確定していた菅家さんについて、新しいDNA型鑑定が出された結果、無実であるということを実証することができました。菅家さんが有罪とされたときもDNA型鑑定がされたのですが、再審請求では新しいDNA型鑑定により元の裁判が疑わしいという証明に成功しました。

さて、今日何度も触れているDNA型鑑定ですが、DNA型鑑定をするためには鑑定の素材になる生体証拠が残っていないといけません。それを保存するための法律がアメリカでは次々と制定されています。最近、「ディアブラザー」という映画がDVD化されました。とても感動的なドラマで、主人公は中卒ですがお兄さんの無実の罪を晴らすために、高卒資格を取って大学に行って、そして大学を出てからロースクールに行って弁護士になって、お兄さんのために奔走するというストーリーです。そしてイノセンス・プロジェクトの協力を得て古い証拠をとうとう見つけ出してお兄さんの無実を証明するという物語です。もちろん実話に基づいています。この事件では、たまたま警察署に証拠が残っていたからよかったのですが、偶然に左右されてはいけない、法律で義務付けましょうということで各州で法整備が進んでいます。

### おわりに：司法の責任

最後に厳しい話をしなければなりません。今日お話ししてきたような、誤判、すなわち司法事故についての責任は誰が負うのかという問題です。それは言うまでもなく裁判官です。今は裁判員として市民も一審では被告人の有罪、無罪を判断しますから、市民も誤判の責任の一端を負う可能性もありますが、法廷での手続についてはまず裁判官に責任があります。

ノース・カロライナ州で司法改革の音頭をとったレイク最高裁長官はこう言っています。

「私たちが過ちを犯したのです。だから過ちを犯したことが分かったときには、できるだけ速やかにそうした過ちを正すことが私たちの責任なのです」と。

今日ご紹介したマーシャル事件の調査委員会の報告書の冒頭では、こういうふうに記載されていました。

「司法に責任と権限のある人々には、誤判の可能性を少しでも減少させる責務があるとわれわれは信じている」。

これに対して日本の最高裁の裁判官たちはどう考えているのでしょうか。昨年、最高裁判事の国民審査がありました。そのときの審査される裁判官たちに対するアンケートの中に近年相次ぐ再審無罪判決についての反省点や教訓を尋ねたものから見てみます。

彼らはこんな答えをしています。「当裁判所に属する立場なので答えを差し控えます」「意見を控えます」「個人としては学ぶことはたくさんありますが、最高裁の判事としての意見は差し控えていただきます」。どうでしょうか。何かひとつとみたいではないでしょうか。本当に、裁判所に責任があるという自覚が感じられません。どうして国民に対して誤判の責任は司法にもあるとはっきり言って、繰り返さないようにする責任があると語れないのでしょうか。国の司法部の最高の地位にある人たちの発言と、先に引用した海外で改革に取り組んだ人たちのメッセージを比べて見て下さい。情けないとしか言いようがありません。

今、日本に必要なことは、独立して中立で権限のある、第三者機関による誤判原因の調査を確立することです。詳しくは私が二年前に出しました『えん罪原因を調査せよ』という本のなかで国会に第三者機関の設置をという提案をしていますので、そちらを参考にしてください。どの国にでも誤った裁判、冤罪というのは起きてしまいます。大切なことは、誤判が起きてしまったときに備えて無実を訴える人を救済する仕組みを確立し、誤判であることが判明した場合にはその誤判原因を究明し、予防策を打ち立てるための活動です。日本も海外の取り組みにならっていかないと、また同じことがこれからも繰り返されることでしょう。

ご清聴ありがとうございました。

#### 【参考】

『えん罪原因を調査せよ 国会に第三者機関の設置を』

勁草書房、2012年

ISBN 978-4-326-40277-9



**司会者** 指宿先生，ありがとうございます。まだ若干時間がありますので質疑を受け付けたいと思います。なんでもお答えいただけるとと思いますので，質問がある方は挙手をお願いします。

**質問者** 本日はありがとうございます。今日の講演を聞いて，目撃証言について考えさせられましたが，目撃証拠というものがどれくらい必要なかという点について，ご意見をお伺いしたいのですが。

**指宿** もちろんそれは事件といえますか，犯罪によって，あるいはそれぞれの犯罪によって違うと思います。まず否認事件であるということが前提ですね。自白しているのであれば目撃証言はあまり必要ないということになってくるでしょう。否認するケース。もっとも今，話題になっている中で典型的なのは，痴漢冤罪事件ですね。被害者がこの人ですと名指しをしてしまう。しかし，でも，その可能性があった人が周りに何人もいたかもしれない。いや，もしかしたら別の人だったんじゃないか，紺色の服を着ていた，いや，紺色のスーツはいっぱいいるでしょう。いろいろな要素がありますよね。どうやってその証言の信用性を評価すればいいかと。それから女性の場合は性犯罪の被害者になることも多いと思います。特に性犯罪が突然，第三者によって行われるのは，暗い夜道というのがありますね。そうすると，あまり照明のないところで犯人を見た，いや見ていない。そんな暗さで，逆にいえば明るさでちゃんと見ることができたのか，識別できたのか，そういうことが問題になってきます。本当に様々な事件によって目撃証言の度合い，占める度合いというのは変わってきますし，非常に複雑だという傾向です。よろしいでしょうか。

**司会者** あとお一人くらい質問ある人がいればお受けします。

**質問者** 本日はありがとうございます。質問なんですけど，誤審調査委員会とおっしゃっていましたが，この調査委員会を設置してほしいという請求というのを求めるのは，被害者なのか弁護士なのか，あるいは検察官なのか，どこの立場の人に権限があるんでしょうか。

**指宿** 権限があるのは，例えばカナダの場合ですと知事が法令にのっとりて設置を決めます。知事に対して，公式，非公式に団体や個人が設置しろというふうに訴えるようになります。特に定められた手続きはありません。まあ言ってみれば，知事の政治的な決断にゆだねられているわけです。アメリカは様々な方式があって，先ほどのノース・カロライナのように最高裁長官が音頭を取ってやるとか，イリノイ州のように州知事の諮

問委員会として、私的諮問委員会として設置されるなど様々です。なので、冤罪被害者だけが言うだけではなくて、例えばそういう人たちを支援しているグループが言うこともあるでしょう。あるいは立法府、議員たちがこれは取り上げたほうがいいんじゃないかと声を上げることもあると思います。

**司会者** ありがとうございます。まだ質問もあるかもしれませんが、本日の法学会講演会はこれで終了致します。最後にもう一度、指宿先生を拍手でお送りしましょう。指宿先生、本日はありがとうございました。

#### 参 考 文 献

- ・ 誤判えん罪問題全般について知りたい  
小田中聰樹『冤罪はこうして作られる』(講談社現代新書, 1993)  
渡部保夫『刑事裁判を見る眼』(岩波現代文庫, 2002)  
秋山賢三『裁判官はなぜ誤るのか』(岩波新書, 2002)  
「特集 冤罪はなぜ繰り返すのか-刑事司法改革の行方-」世界, 2014年6月号(2014)
- ・ 誤判えん罪救済 NPO について知りたい  
バリー・シェック他・指宿信監訳『無実を探せ! イノセンス・プロジェクト』(現代人文社, 2009)
- ・ 誤判えん罪原因究明制度について知りたい  
日弁連えん罪原因究明第三者機関 WG 編・指宿信監修『日本版えん罪原因第三者機関の設置に向けて』(勁草書房, 2012)
- ・ 目撃証言の問題について知りたい  
エリザベス・ロフタス『目撃証言』(岩波書店, 2000)
- ・ 死刑制度と誤判の関係について知りたい  
スコット・トゥロー, 指宿・岩川訳『極刑』(岩波書店, 2005)
- ・ 取り調べの録音録画について知りたい  
日弁連編集協力・指宿信編『取調べの可視化へ!』(日本評論社, 2011)
- ・ 証拠開示の問題について知りたい  
指宿信『証拠開示と公正な裁判』(現代人文社, 2012)
- ・ ノースカロライナ州の司法改革について知りたい  
指宿信「誤判に学ぶ国の司法, 学ばない国の司法」(世界, 2014年1月号掲載)

(いぶすき・まこと 成城大学法学部教授)

#### 【編集注】

本稿は平成 26 年 1 月 23 日に行われた香川大学法学会講演会の記録である。